

第 360 回(令和4年 12 月)定例会

会派提案意見書案

令和 4 年 12 月 1 日

番号	件 名	提出 会派
意 1	自治体間連携の推進強化を求める意見書	自民
意 2	神戸空港の国際化に向け必要な体制確保を求める意見書	自民
意 3	子育て支援の更なる充実による少子化対策の強力な推進を求める 意見書	自兵庫
意 4	建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知 と国民負担軽減措置を求める意見書	県民
意 5	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	県民
意 6	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書	公明
意 7	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書	公明
意 8	豊かな学びのための少人数学級実現・教職員定数改善・義務教育 費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書	共産
意 9	刑法の性犯罪規定について、被害の実態と国際水準に見合った改 正を求める意見書	共産
意 10	外国人児童生徒向け教育環境の整備に対する意見書	維新

意見書案 第 号

(自由民主党)

自治体間連携の推進強化を求める意見書

少子・高齢化や人口減少が加速する中、コロナ禍や頻発する大規模自然災害への対応等行政ニーズは増え、自治体が提供する行政の事務・サービス量は急増しています。

一方、県、市町とも行革による職員削減で、これまでのような行政サービスが提供できなくなる恐れがあります。

そのような状況の中、将来の地方公務員不足や大規模自然災害への対応に備えて、全国でも自治体間の業務共同化のほか、市町村から都道府県への事務の委託の実施、県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組、国・県・市集約型の庁舎の整備など、様々な自治体間連携が見られます。

しかし、第32次地方制度調査会でも、都道府県には地域の変化、課題の見通しを市町と共有した上で、これまで以上にきめ細やかな補完、支援が求められると報告されるなど、更なる自治体間連携の推進が求められています。コロナ禍でも県や市町の縦割り、デジタル化の遅れによる事務処理の遅さ、事務処理速度等における自治体間の格差等の課題が指摘されました。こういった中、全国どの地域でも、持続可能で住民の利便性向上に資するサービスが提供できるよう、デジタル化やオンライン化を核としたDX導入の取組等による共通化、標準化の推進も必要であります。

よって、国におかれては、自治体間連携の推進強化に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 全国共通の持続可能な行政システムを構築し、自治体間の格差をなくし、共通化、標準化を図ること。
- 2 集約型の庁舎整備や、県と市町が補完し合って、行政サービスを提供する取組について、予算や人材確保等の支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

神戸空港の国際化に向け必要な体制確保を求める意見書

関西3空港で中軸となる関西国際空港は、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復を最優先に図りつつ、2025年大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ2027関西に代表される関西の成長機会を確実に捉えるとともに、首都圏空港との競争力を確保する観点からも容量拡張が極めて重要である。

一方、神戸空港は、関西の成長の一翼を担う観点より、関西空港・伊丹空港を補完する空港として効果的に活用していく必要がある。

9月に行われた地元自治体や経済団体の代表らが話し合う関西3空港懇談会において、2030年前後を基本として神戸空港の国際定期便の運用を、また、2025年万博開催時からの国際チャーター便の運用を可能とすることで合意された。

現在、水際対策の緩和や円安によりインバウンドの需要が非常に高まっている。新たな航空需要も開拓し、関西全体の成長につなげていくことが、兵庫県経済にとっても必要である。今後2025年万博を経て、関西3空港がさらに成長軌道にのったのちは、長期の視点を持って、更なる将来の発展に向けて議論が必要となる。

よって国におかれては、現在の飛行経路の見直しの検討を着実に進めること、神戸空港の国際化や国際チャーター便の受入に向け、税関・出入国管理・検疫(CIQ)等国际便の運航に必要な体制を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

子育て支援の更なる充実による少子化対策の強力な推進を求める意見書

我が国における人口減少問題が深刻化する中で、2021年の合計特殊出生率は1.30と6年連続で低下、出生数は過去最少となった。併せて婚姻数も減少していることから、今後、更なる出生率・出生数の低下が見込まれ、少子化の流れに歯止めをかけることは喫緊の課題となっている。

そのような中、令和5年4月に子ども関連施策を一元的に担う「こども家庭庁」が創設されることから、新たな体制の下、人口減少社会の克服に向けて、子育て支援をさらに充実し、少子化対策を強く押し進めていくべきときである。

そのためには、若い世代の結婚・出産の希望を叶えられるよう、生活を支える補助制度等による経済的な負担の軽減が必要である。加えて、共働き世帯が増加していることから、男性も育児に参加し、男女ともに仕事と育児・家庭の両立が可能となるよう、子育てにかけられる時間が確保できる環境の整備が重要である。

よって、国におかれては、子育て支援の更なる充実を図り、少子化対策を強力に推進されるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 新婚家庭や子育て家庭に対する家賃補助、幼児教育・保育の無償化の拡充、子どもの医療費助成制度の創設など、結婚・子育てに係る経済的な負担の軽減を図ること。
- 2 短時間勤務や在宅勤務など多様な働き方が選択できる環境の整備を推進するとともに、子育てに係る休暇・休業などの就業制度の充実と制度利用の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知
と国民負担軽減措置を求める意見書

1970年から1990年にかけて年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されており、2004年までに1000万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入され、主に建築物の建材に使用された。

そして現在、2006年9月1日(アスベスト全面禁止)以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されている。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、対象建材が吹付けアスベスト等(レベル1)などに限定されている、補助金額が費用の一部(含有調査等上限25万円/棟、除去等:自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内)に過ぎない、などの理由により極めて不十分な制度となっている。また、一般住宅や小規模ビル等で使用されている石綿建材の多くは成形板(レベル3)であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっている。

アスベスト関連法(大気汚染防止法・石綿障害予防規則)が改正され、事前調査結果の報告は、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事となっていることから、大多数の解体・改修工事が対象になっている。国は規制の強化を打ち出しているが、調査・除去費用は工事価格に転嫁することで建物所有者(国民)が負担することとなる。また、費用の全てを工事価格に転嫁することができず解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念される。さらには、アスベスト含有建材の調査や処分には多額の費用が必要となることから、その負担を避ける為に無届けや違法工事が横行する恐れがあり、国民や解体・改修工事従事者の健康被害が懸念される。

よって、国におかれては、アスベスト問題を国民全体の課題と捉え、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 アスベストの健康被害やアスベスト関連法改正について再度、国民に周知すること。
- 2 国交省「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるよう、レベル3建材まで調査・除去費用を補助し、事業の拡充を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度より地方自治体への譲与が開始されている。

譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で按分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積み立てが多い傾向が見受けられる。

一方、森林面積が多大である自治体であっても、人工林率が低く人口規模の小さな自治体にあっては、森林面積の極めて少ない大都市圏よりも譲与額が少ない状況である。

市町村への譲与に際しては、例えば、譲与税の10分の5を占める私有林人工林面積の算定にあたっては、温室効果ガス排出削減や自然災害防止等に貢献する広葉樹林整備についても、市町村が施策として整備を実施している場合には上積みをする、また、私有林人工林割合に対する林野率による補正係数を増やすことによって、森林整備をより効果的に推進することができると思う。

よって、国におかれては、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等に資する森林整備等を、より効果的に推進できるよう、森林環境譲与税について、地方公共団体の森林整備の取組状況や森林面積に応じて譲与額を上積みするなど、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により制度要綱を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。知能指数が知的障害判定基準より高い発達障害の方への手帳交付は、自治体によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、国におかれては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

豊かな学びのための少人数学級実現・教職員定数改善・義務
教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校、高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

兵庫県内の、小学校・中学校・高校では年度当初から教員配置基準に満たない教員未配置が発生し、それに加え育児休業、病気休職者などの代替措置等が未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障を来している。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など、問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う新たな業務も教職員の多忙に輪をかけている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や、教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、以下のことを強く求めるものである。

記

- 1 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、教職員の増員など教職員定数改善を行うこと。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。

- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

刑法の性犯罪規定について、被害の実態と国際水準に見合った改正を求める意見書

2017年、刑法の性犯罪に関する規定が110年ぶりに大きく改正されたが、2019年の3月に性暴力をめぐる裁判で4件の無罪判決が相次いだことをきっかけに、女性たちの声が政治と社会を大きく揺り動かし、2020年4月に法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、再び議論が動き出した。

昨年6月には検討会の報告書がまとめられ、同9月には、不同意性交等罪の導入、性交同意年齢の引き上げ、地位関係性利用罪の導入の3項目が法務大臣から法制審議会に諮問された。

しかし、10月24日、法務省が法制審議会の部会で提出した見直しの「試案」は、「同意のない性的行為は罪」という本質が分かりにくく、趣旨を明確にするなど、修正を求める声が弁護士、当事者、支援の専門家などから上がっている。

「試案」は不同意性交等罪を規定せず、被害者が「拒絶の意思を形成・表明・実現することが困難な状態」にされた場合や、そうした困難な状態に「乗じた場合」を処罰することとしている。これでは、「拒絶困難」であったことの立証が被害者に求められる懸念や、加害者に「拒絶困難だとは気づかなかった」との弁解を許す余地があり、現行とほとんど変わらない恐れがある。

また、「性交同意年齢」について、現行の13歳未満から「16歳未満」に引き上げるとしたが、13歳以上16歳未満については、近い年齢同士の行為は除外しようと加害者が「5歳以上」年上との要件を付し、さらに「対処能力が不十分なことに乗じた場合」との要件も課しており、極めて曖昧で、犯罪の成立を妨げる懸念がある。

さらに、性暴力をめぐっては、教師・コーチと生徒、上司と部下など顔見知りの力関係の差による被害が広く知られるようになり、地位・関係性を利用する行為を罰する規定の新設も焦点だが、新設は見送る方向である。

加えて試案では、性犯罪全般の公訴時効の5年延長を提起し、子どもの頃の被害は18歳になるまでの年数を加算することも盛り込んでいるが、性暴力は、被害だと認識し訴え出るまでに長い時間がかかることもあり、5年延長では短いとの指摘もある。

よって、刑法の性犯罪規定の改正について、「検討会」報告書や法務大臣諮問を踏まえ、被害の実態と国際水準に見合った改正となるよう以下求める。

記

- 1 不同意性交等罪の新設。
- 2 13 歳以上 16 歳未満の者に対する年齢差、対処能力要件の撤廃。
- 3 地位・関係性を利用したエントラップメント性交等罪の新設。
- 4 公訴時効の撤廃。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

外国人児童生徒向け教育環境の整備に対する意見書

2019年9月に、文部科学省は、国内に住む義務教育相当年齢の外国籍の子供の就学状況に関する初の全国調査の結果を公表し、全国で約2万人の子供が就学不明となっていることが判明した。2021年には第2回目の調査が行われ、各自治体による状況把握が進んだことなどにより2年前に比べ就学不明の子供は約5割減少したものの、依然として約1万人を上回る状況が続いている。

この不就学の背景には、子供や保護者が日本語を十分理解できないことや、行政による日本語指導などの就学支援にばらつきがあることなどが指摘されている。

外国籍の子供が学校に行かないまま成人すれば社会で孤立する要因となる。また、不就学による悪影響は、子供たちの非行や貧困につながり、その結果、安定した健全な社会を揺るがすことになる。また財政面でも社会保障など各方面に影響が及ぶ。よって外国籍の子供たちのための教育支援は、当人はもとより社会全体の利益につながるものといえる。しかし、現在行われている外国人児童生徒向けの適応指導や日本語指導は、教員の不足もあり、非常勤講師や多くの市民ボランティアに支えられているのが現状である。

こうした状況を踏まえ、国においては、外国人児童生徒向けの就学状況の把握や教育機会の確保のための支援について国の責務及び負担により適切に実施すべきであり、次の事項について鋭意取り組むことを強く要望する。

記

- 1 外国人児童生徒への日本語指導に対応するため、教職員定数の改善に向けて、基礎定数化を確実に実施すること。
- 2 外国人児童生徒向けの適応指導や日本語指導の充実のため、国の責任において、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援を行うとともに、母語のわかる相談員や支援員等の配置の充実等のための財政措置の拡充を図ること。
- 3 不就学の外国人の子供が支援を得られないまま放置されることがないように、就学を確実にするための適切な対応策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。